

会 議 録

会議名 (審議会等名)		川西市介護保険運営協議会(第6回)		
事務局 (担当課)		健康福祉部 長寿・介護保険課 内線(2671)		
開催日時		平成24年11月30日(金) 午後1時30分~3時30分		
開催場所		市役所 202会議室		
出席者	委員	大塚 保信 藤末 洋 今西 要 坂井 稔 成徳 明伸 南 智子 岡本 美津子 入江 章子		
	事務局	健康福祉部 根津部長 健康生活室 山本室長 長寿・介護保険課 佐谷課長 田中主査 松永主任 大西		
傍聴の可否		可・不可・一部不可	傍聴人数	0 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 協議事項 地域密着型サービス運営委員会 ・地域密着型サービス事業者等の設備及び運営に関する条例(案)等 について 3 その他 4 閉会		
会議結果		別紙のとおり		

審 議 経 過

平成24年度 第6回 川西市介護保険運営協議会

1 開会

2 協議事項

地域密着型サービス運営協議会

地域密着型サービス事業者等の設備及び運営に関する条例(案)等について

会 長：以前お配りいただいていた資料1から7、お手元にございますか。まず、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

事務局：あと、本日介護保険事業所の文書保存の方法についてお配りさせていただいております。

会 長：資料がおそろいであると思います。今日の協議事項で地域密着型サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する条例(案)等につきまして事務局の方からご説明いただこうと思います。

事務局：それでは、従前からご協議いただいております地域密着型サービス事業者等の設備及び運営に関する条例(案)等についてご説明いたします。まず、資料1でございますけれども、前回の協議会での内容をもとにいたしまして兵庫県条例制定状況でありますとか近隣他市の条例検討状況等を精査いたしまして、本条例案を検討してまいりました。結果的に資料1の2ページに示しております真ん中の表のところですが、従うべき基準、標準、参酌すべき基準と3つの項目がありますけれども、従うべき基準と標準につきましては厚生労働省令のとおり条例案にさせていただきたいと考えております。参酌すべき基準のところは一部変更をいたしますとともに、新たな基準を設けようと考えております。3ページをご覧くださいますとこの部分が参酌すべき基準で川西市独自に設ける基準でございます。1つめが記録の整備でございます。保存期間を2年から5年に延長することでございます。2つめが区域外事業所に係る指定基準の特例でございます。市外の事業所を市民が利用する場合に本市が指定することで市民の利用可能となる訳でございます。その際に他市の事業所と本市の事業所の指定基準が異なった場合、指定困難になる場合もございますので、市民が入所しようとする事業所の所在市町村の指定基準を用いることにしたいと考えています。3つ目の暴力団の排除ですが、川西市でも7月1日に暴力団排除に関する条例が施行されております。これを受けまして暴力団排除の規定をいたしたいと考えております。4ページには参考1に川西市暴力団排除条例を抜粋しております。参考2には国の方の暴力団排除に関する法律が書かれております。この3項目を市独自基準として現在書かせていただいておりますけれども、3つ目の暴力団排除条例に関しましては、法律がその下にございまして県の条例、市の条例がそれぞれ制定されてございます。県の条例の方には、県が指定する場合暴力団を排除する等を含む考え方の解釈をいたしている内容でございますけれども、市の条例案におきましては市が指定する事業所に対する暴力団関連項目にこの内容を含まないという解釈をしています。現在、担当部局の法制担当と調整しておりますので、内容が変わるようでございましたらまたご報告したいと考えております。資料1は以上でございます。資料2の方は厚生労働省令に基づくものと、市独自基準3項目について、公開したものの概要を示したものでございます。資料3でございます。ここでの内容を市内の地域密着型サービス事業者に対してお示ししまして、実際に施設管理をされている立場からご意見を頂戴したいと考えておまして、本日お聞きいただきました内容に基づきまして、12月7日から12月21日まで市内の地域密着型事業所の皆さんにご意見を賜りたいと考えております。次に資料4でございます。同じく条例案でございます。パブリックコメントといった形式を用いて一般市民の皆さんからご意見を頂戴したいと考えております。期間が12月22日から25年1月20日までで市役所、各公民館、図書館等に条例案を配置いたしましてご覧いただいたものにつきましてご

意見を頂戴いたします。それとホームページにおきましてもご意見を頂戴したいと考えております。資料5の今後のスケジュールでございますけれども、本日ご意見を頂戴いたしまして、12月7日から21日までの間に地域密着型サービス事業者の方々の意見を募集したいと考えております。これと並行いたしまして議会の方にも説明をいたしましてその後12月22日から翌年1月20日までパブリックコメントを行います。このち、ご意見を取りまとめまして議会にご報告いたします。そこで議会からのご意見もいただきまして最終的な条例案をまた協議会の方でご説明いたしまして、3月におきまして議会に定例会の条例案として提案していきたいと考えております。その後、可決いたしましたら25年度4月からこの条例案を施行するという運びになります。以上が資料の説明になります。追加資料をお配りしております。前回宿題としていただいております文書の保存方法でございますが、国におきましては法律によって電子化された保存方法も可能となっております。国とともに、どちらも可能であると示しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長：資料の確認と説明でございましたが、暴力団排除の県の見解と市の見解がどういう点についての調整が必要なのかもう一度教えていただけますでしょうか。

事務局：県の方でも暴力団の排除条例を作っておりまして、市の方でも条例を作っておりまして、県の方は県が指定する事業所等の暴力団排除の関係を行う場合にはこの条例を用いまして排除する内容を包含するという解釈をいたしております。ところが市の方の条例の解釈では、たとえば契約事項などそういった内容については暴力団排除条例の適用が制限されますけれども、今回のような市の指定といった時には市の条例が適用されないという解釈をしております。もし適用されないという事であれば、今回条例案を決める際には暴力団排除に関する規定を設ける必要がある。もし、県と同じような解釈を市の方の条例案の解釈をするというような法制の方の解釈が決まりましたらここには規定する必要がなくなるという内容でございます。それを担当と詰めておりますので、これにつきましては保留ということをお願いいたします。

会 長：再度のご説明でおわかりいただけましたでしょうか。調整にお時間はかかりますでしょうか。

事務局：12月の10日までにはと考えております。

委 員：資料2の21ページの協力医療機関等という項目がありますが、あらかじめ協力医療機関、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるという事は義務じゃないと解釈するのか、それとも地域密着サービスは決めておかないといけないのか、その辺のところの説明をお願いします。

事務局：グループホームであれば施設に近い居住、小規模であれば居宅に近い居住ということになります。

委 員：それでは住民票はそこに移されるのですか。

事務局：特養の場合でも絶対施設におかなければならない規定はないと思います。グループホームの場合はあまり置いておられないといった中で、住民票等の取扱いがはっきりしない所があるようです。ただ置けないという事はないはずで。

委 員：複数の方が入所されていて、当然かかりつけ医やかかりつけの歯科の先生もおられるわけで何かあったらかかりつけ医の先生が在宅として訪問するのか、もしくはどこかの先生を見つけておかなければならないのか。

事務局：緊急の対応ということもありますが、歯科の部分については日々のケアという視点からの協力になると思います。内科の場合は、ご指摘がありましたとおり施設へ訪問されてケアされる場合と緊急の協力といった二面性があります。

委員：私どもが川西市に指定を受ける際には協力医療機関、協力歯科医師との契約書の写しを提出しました。また、必要に応じて認知症の専門のドクターの往診、季節で皮膚科の先生に来ていただいたりしています。

会長：通常努力義務であって、必ずということではなくてという事ですね。

委員：現実的なところでは特に口腔ケアに関しては定期的にケアをしないと大変なことになりますので、常識的には口腔ケアは必要だと思います。

委員：人員配置のところでは兼務が出来ないなど自治体で見解が食い違っていて、西宮市ではよくて伊丹市ではだめのようなことがあります。特にグループホームと小規模多機能の併設の場合の管理者の兼務のところでは。自治体で統一されていないのかなと。

事務局：おっしゃるところは資料2の7ページ、9ページに書かれております。

委員：併設の場合は管理者の兼務が詳細に書かれていない。

事務局：条例等で作っていく場合、規則立案でいくのか、市のQ&Aでおさえしていくのかといったところです。通知の分はこれを拠り所に判断してくださいという事です。

委員：自治体による見解の違いの問題は地域密着型の特性なのかと思われるのですが、事業者は市に従うので。

事務局：人員基準はもともと国が示した基準になっていますので市がはみだすことはできない。従来通り国が示していることをある程度事業者さんにお示しできる形にまず整理していく必要があると思っています。

3 その他

会長：時間がございますので、協議事項にかかわらず、何か意見がありましたらどうぞ。

委員：施設の分類が多すぎてなかなか理解できない。もっとすっきり出来ないのでしょうか。

委員：制度設計のことなので市にというよりは国なのですが、介護保険ができた当初は特養、老健施設、グループホーム等ありましたが、今は中身は同じだが負担額が違うので安い方へ行く傾向にある。たとえば認知症対応型グループホームは、中身は特養とまったく同じ、10年以上たつたのだから入所施設はある程度基準をレベルアップして一定にするような見直しをしないといけないのではないか。

委員：いろいろな改正で加算が加わって計算が大変になっていると思う。最近施設と在宅の説明が我々でも大変なのに、一般の方はどういう風に考えてらっしゃるのかなと。

委員：改正があって定期巡回、夜間対応型とかうたわれているが、現場からなかなか声があがってこない。

事務局：大都市部ではいいかもしれないが、すべての地域で成り立つのかなと思います。宝塚市で昨年モデル事業されながら利用者がなかなか伸びないといったところです。川西市の規模では難しい、他市さんと広域でやるにしても面積が広すぎて難しいのではないかというのが現状です。

委員：お金に余裕のある人からは利用料をちゃんと払ってもらえるような、弱者救済の視点にもう少し立ち直れたらなと思っています。本当に困っている人が安く利用できるようにしてほ

しいです。

委員：施設がいっぱいありすぎて親をどこにいれたらいいのか、何が違うのか素人には全然わからなかった。一番困ったのは、母が病院を退院するとき、私は母を看たいと思っていたのですが、しばらく自分も初めての経験なので預かってほしいという時に預かってくれるところがなく、ショートを利用しようと思っても計画的に利用している人がいて、すぐに受け皿がなかったというのが一番困ったことです。

事務局：次回の協議会ですがパブリックコメントの最終が1月20日になっております。その事業者さんからのご意見と一般市民からのご意見をいただいた上で、議会からもご意見いただくようになっています。その三つを取りまとめ、検討いたしましたのちに協議会で最終条例案につきましてご協議いただきたいと思います。次回の協議会は1月末を予定しております。よろしく願いいたします。

会長：本日はありがとうございました。

4 閉会

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。